



災害廃棄物の処理等に関する協定書

羽曳野市(以下「甲」という。)と公益社団法人大阪府産業資源循環協会(以下「乙」という。)とは、災害時における災害廃棄物の処理等に関する、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、羽曳野市域における災害により生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 羽曳野市災害廃棄物処理計画において対象とする災害廃棄物(し尿を除く。)をいう。
- (3) 処理 撤去、収集、運搬、分別及び処分をいう。

(協力体制)

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について、今後協議を進め、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理が図れるように、平常時から乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、災害時に協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両、資機材等の数量を把握し、甲にあらかじめ報告するものとし、変更が生じたときは、速やかに修正報告するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、災害時において災害廃棄物の処理が必要なときは、乙に協力を要請することができるものとする。

- 2 甲は、乙に要請をするときは、次の各号に掲げる事項を記載した業務要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項



(有効)

第12条

て協

この

令

(情報の提供)

第5条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、発災後、速やかに協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第6条 乙は、甲から第4条第1項の規定による要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、次の各号に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物の処理を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 処理・処分量の軽減及び処理期間の短縮のため、災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

2 乙は、前項の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理を行った期間
- (4) 災害廃棄物処理に要した人員、車両、資機材等
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 甲は、前条第1項の処理に要した経費について、甲が必要と認めた額を負担するものとする。

2 甲が、負担する経費の価格は、災害発生時の直前(平常時)における賃金水準額等を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、前条第2項の規定により決定した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、乙に支払うものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めたときは、連絡体制表(様式第3号)により、それぞれ相手方に通知するものとする。また、連絡体制に変更が生じたときも同様とするものとする。

(第三者等に対する損害)

第10条 第6条第1項の処理を行うに際し、乙の会員等の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、令和4年11月21日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を有するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月21日

甲 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市

代表者 市長 山入端 創



乙 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

会長

片渕 昭人



様式第1号（第4条関係）

年　月　日

業務要請書

公益社団法人
大阪府産業資源循環協会 様

羽曳野市長

災害廃棄物の処理等に関する協定書第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

被害の状況	
災害廃棄物処理の場所	
災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理の期間	年　月　日　～　年　月　日
その他必要な事項	

要請に係る担当者連絡先

部署：

担当：

電話： Fax：

Mail：

様式第2号(第6条関係)

年月日

業務報告書

羽曳野市長 あて

公益社団法人

大阪府産業資源循環協会

年月日付で要請を受けた業務について、災害廃棄物の処理等に関する協定書
第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

災害廃棄物処理を実施した場所	
実施した災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理を行った期間	年月日～年月日
災害廃棄物処理に要した人員、車両、資機材等	
その他必要な事項	

確認	年月日	印
	担当者	
	連絡先	

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

連絡体制表

甲()

所在地
担当部署
電話番号
FAX番号

乙()

所在地	
電話・FAX番号	担当者
第1優先 TEL FAX	担当者
第2優先 TEL FAX	担当者

